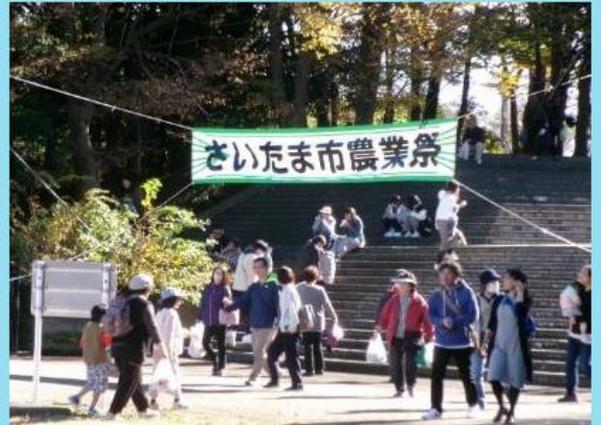


令和5年度版

さいたま市の農業



目次

第1章 さいたま市の農業の動きと現状

1. さいたま市の概要	1
2. さいたま市の農業の特色	4
3. さいたま市の農業の推移	5
4. 各区の比較	9
5. 県内他市との比較	10
6. 政令指定都市 農林関係基礎指標	10
7. 主要農産物概要	13

第2章 さいたま市の農業振興

1. さいたま市都市農業の振興に関する条例	17
2. さいたま市農業振興ビジョン2021（都市農業基本指針）	17
3. さいたま市都市農業審議会	17
4. さいたま市農業振興事業費補助金	18
5. 都市農業担い手育成事業	18
6. 農業交流施設整備事業	21
7. 市場活性化事業	21
8. 青果物卸売市場施設整備事業	21
9. スマート農業振興事業	22
10. 地域計画関連事業	22
11. 農地中間管理事業	23
12. 食品表示適正化事業	23
13. 市民農園事業	24
14. 地産地消事業	25
15. さいたま市農業祭	30
16. 農業経営安定・生産向上事業	30
17. 水田農業経営確立対策事業	33
18. 畜産事業	33
19. 多面的機能支援事業（旧 農地・水保全管理事業）	34
20. 農業振興地域制度	35
21. 農業経営基盤強化促進事業	35
22. 農地調整業務（農業委員会）	36
23. 土地改良事業	36

第3章 さいたま市の農業関係施設とその事業

1. さいたま市市民の森	40
2. さいたま市農村広場（春おか広場）	43
3. さいたま市大宮花の丘農林公苑（大宮花の丘）	44
4. さいたま市農業者トレーニングセンター	45

第1章 さいたま市の農業の動きと現状

1. さいたま市の概要

さいたま市は、平成13年5月1日に旧浦和市、旧大宮市、旧与野市が合併して誕生しました。平成15年4月1日に政令指定都市に移行し、平成17年4月1日には旧岩槻市と合併して現在の形になり、行政・経済・文化など様々な面で、埼玉県の中心的な役割を担っています。また、北関東・東北地方及び上信越・北陸地方からの首都圏の玄関口に位置し、新幹線などの鉄道路線が集まる交通結節点であることから、東日本の交流拠点都市として、今後もさらに発展を遂げていくことが期待されます。

○位置と地勢

本市は、関東平野のほぼ中心、東京から20km～40km圏に位置する内陸都市で、面積は217.43km²です。東西、南北ともに約20kmにわたり、東は春日部市、越谷市、西は川越市、富士見市、志木市、朝霞市、南は川口市、蕨市、戸田市、北は上尾市、蓮田市、白岡市に接しています。

荒川、鴨川、鴻沼川、芝川、綾瀬川、元荒川等の河川とそれら河川に沿った低地と台地に大きく区分され、見沼田圃や荒川河川敷等豊かな緑地に恵まれています。



図1 さいたま市の地形
出典：さいたま市都市計画マスタープラン

令和4年10月1日時点
出典：令和4年全国都道府県市区町村別面積調
(国土地理院)

○気候

太平洋側の気候の影響から、夏は高温多湿、冬は季節風が吹き快晴が続き乾燥します。令和5年の平均気温は17.1℃、最高気温38.8℃、最低気温-7.1℃と、比較的温暖な気候で、年間降水量は996.0mmです。

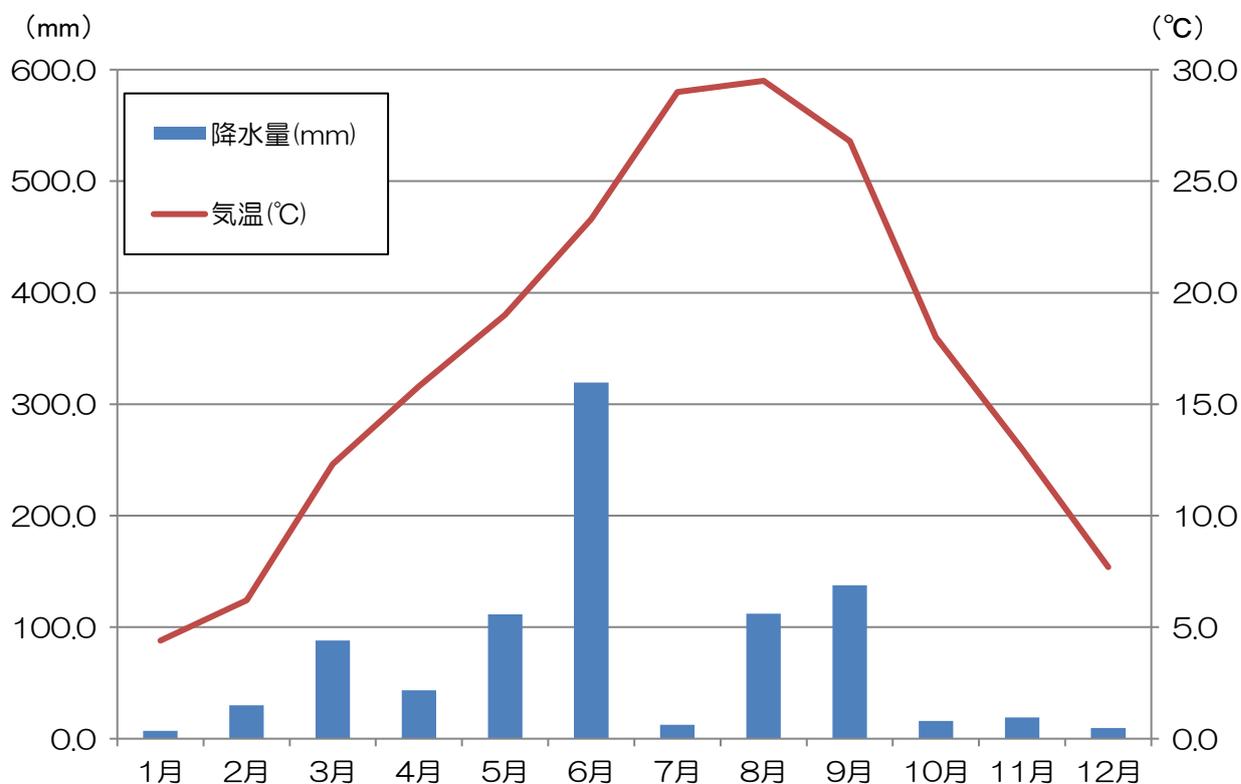


図2 令和5年気象統計

出典：気象庁

○人口と世帯数

令和5年4月1日時点の総人口は1,340,923人（男性664,518人、女性676,405人）で、世帯総数は634,697世帯です。

表2 人口と世帯数

令和5年4月1日時点

区名	世帯数	人口		
		計	男	女
西 区	43,328	94,805	46,857	47,948
北 区	71,706	149,860	74,280	75,580
大 宮 区	62,156	124,422	61,702	62,720
見 沼 区	77,345	164,947	81,444	83,503
中 央 区	50,327	103,151	50,841	52,310
桜 区	47,874	96,160	48,673	47,487
浦 和 区	78,914	168,881	81,827	87,054
南 区	91,758	193,538	96,720	96,818
緑 区	58,297	132,817	65,628	67,189
岩 槻 区	52,992	112,342	56,546	55,796

出典：さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

○交通

本市は複数の新幹線や自動車専用道路を有する広域的な交通の要衝となっています。

市内の鉄道網は、南北方向の鉄道を軸として、市の北部と南部では、東西方向に鉄道が走り、さらにこれらの鉄道を補完するように、主要駅からバス路線が伸びています。

また、市内の道路網は、南北方向に複数の骨格的な幹線道路が配置されており、それを結ぶように東西方向の道路が配置されていますが、未整備の部分も多くあります。



図3 さいたま市の鉄道網と道路網
出典：さいたま市都市計画マスタープラン



2. さいたま市の農業の特色

本市には、首都圏では貴重な緑地空間である見沼田圃や、荒川、綾瀬川、元荒川流域の豊かな水田地帯などの大規模農地が広がっており、里芋は県内でも有数の生産量を誇っています。

首都圏という大消費地に位置していることを活かし、高度集約的な農業が発展し、農産物直売所が多く設けられ、米や野菜、種苗や植木、花き、いも類等の多様な作物の生産が活発に行われていることが特徴です。

地域的に見ると、東部の元荒川と綾瀬川流域の中川低地では主に水稻が作付けされ、くわいも特産品として収益をあげています。周辺部の岩槻台地では、小松菜、山東な等の施設を利用した周年栽培が活発で、JAを中心とした共販による市場出荷が行われているとともに、若手農業者によるヨーロッパ野菜の生産・普及活動が行われています。

中央部の見沼田圃では、植木、苗木、野菜等を中心に作付けされ、ブルーベリー、なし、ぶどう等の観光農園が点在しています。周辺部の大宮台地中心部から安行台地にかけては、野菜、花き、植木を中心に作付けされ、チコリーやさいたま市発祥のさつまいも「紅赤」のブランド化も進められています。

西部地区の荒川流域は、水田地帯が県内有数の早場米地帯になっており、大宮台地西部では、なし、ぶどう等の果樹や野菜が作付けされています。

近年は、都市化の進展や社会経済情勢の変化により、農家人口の減少、農業従事者の高齢化、農業後継者の不足、農地の減少などが見られ、農業を取り巻く環境は大変厳しくなっていることから、農業経営の安定化や、認定農業者や農業後継者、各種農業団体など担い手の確保・育成、土地改良事業に伴う農業生産基盤の整備や、農業用排水路の整備などの農業基盤整備、大型機械導入に伴う高能率生産団地育成など、幅広い政策により農業を支援しています。



3. さいたま市の農業の推移

○耕地面積の推移

本市は首都圏の中央に位置し、交通の便にも恵まれているところから、都市化の進展に伴う宅地・道路等への転用により、農地が著しく減少しています。令和2年の耕地面積は3,230haで、昭和55年の半分近くにまで減少しており、現在ある農地を維持するためにも、担い手の確保・育成等を施策の柱に据え、農業振興に取り組んでいます。

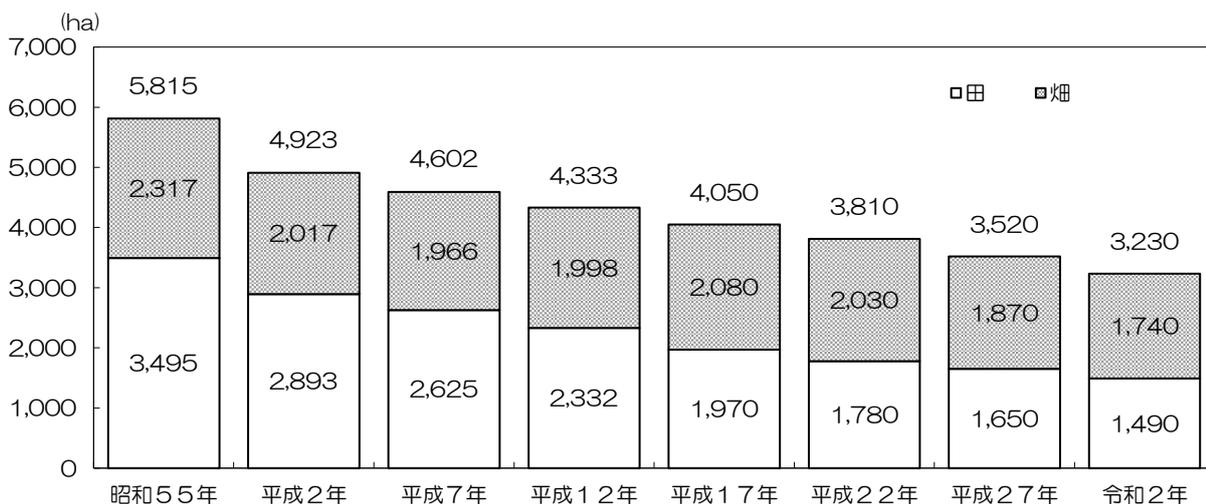


図4 耕地面積の推移状況

出典：作物統計調査（農林水産省）

※端数処理されたデータを合計しているため、耕地面積と田畑の内訳が一致しない年がある。

○農家数、農業従事者数、基幹的農業従事者数

本市の総農家数は年々減少しており、令和2年の総農家数は2,998戸です。本市の総世帯数は年々増加しているため、総世帯数に対する総農家数の割合（農家率）も減少しています。

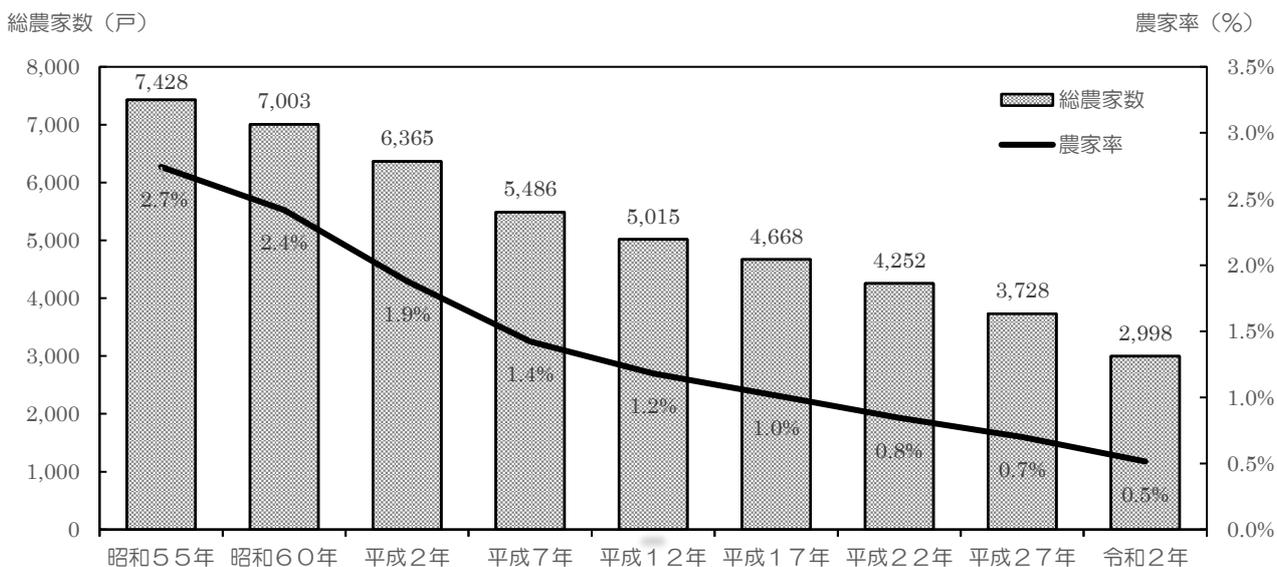


図5 総農家数

出典：農業センサス・農林業センサス・世界農林業センサス（農林水産省）
 国勢調査報告（総務省統計局）

農業従事者数も減少しており、令和2年の農業従事者数は3,987人です。総人口に対する農業従事者数の割合も減少傾向が続いています。

男女別でみると、女性の方が農業従事者数の減少幅が大きく、令和2年の女性の農業従事者数は1,772人で、農業従事者数の44%程度です。

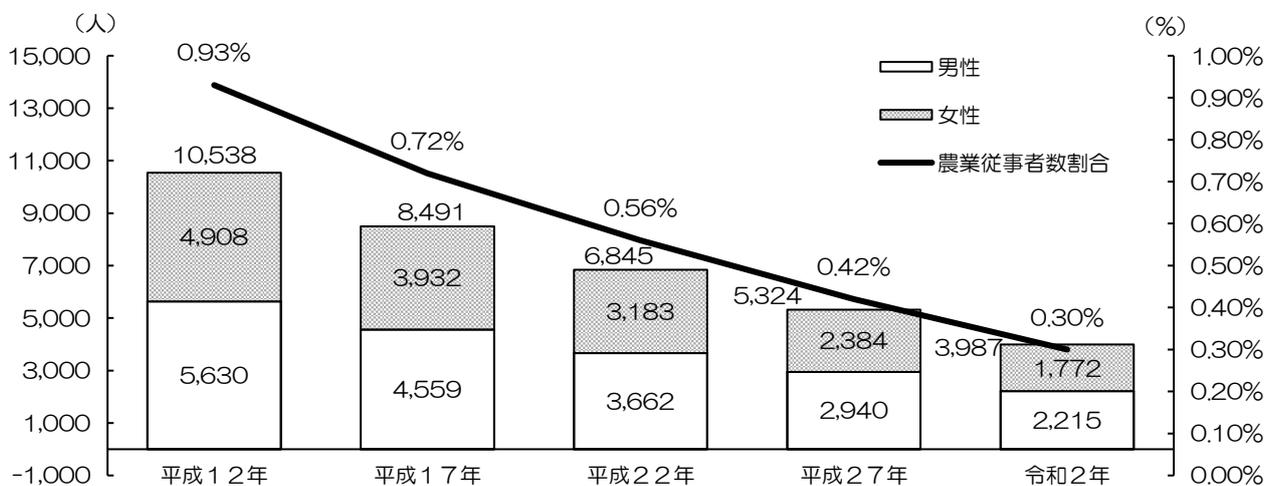


図6 農業従事者数

農業従事者数…15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者

出典：農業センサス・農林業センサス・世界農林業センサス（農林水産省）
国勢調査報告（総務省統計局）

基幹的農業従事者数も減少しており、令和2年の基幹的農業従事者数は2,404人です。総人口に対する基幹的農業従事者数の割合も減少傾向が続いています。

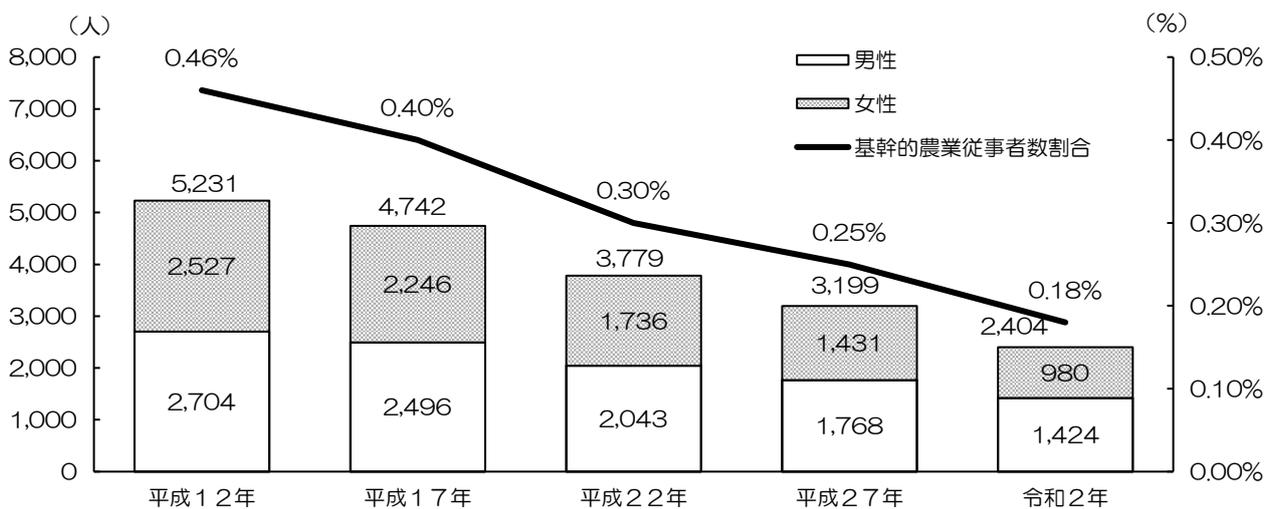


図7 基幹的農業従事者数

基幹的農業従事者数…自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、
ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者

出典：農業センサス・農林業センサス・世界農林業センサス（農林水産省）
国勢調査報告（総務省統計局）

○主副業別農家数（主副業別経営体数）

主副業別農家数を比較すると、主業農家と準主業農家の減少幅が大きく、農家戸数全体も減少しています。

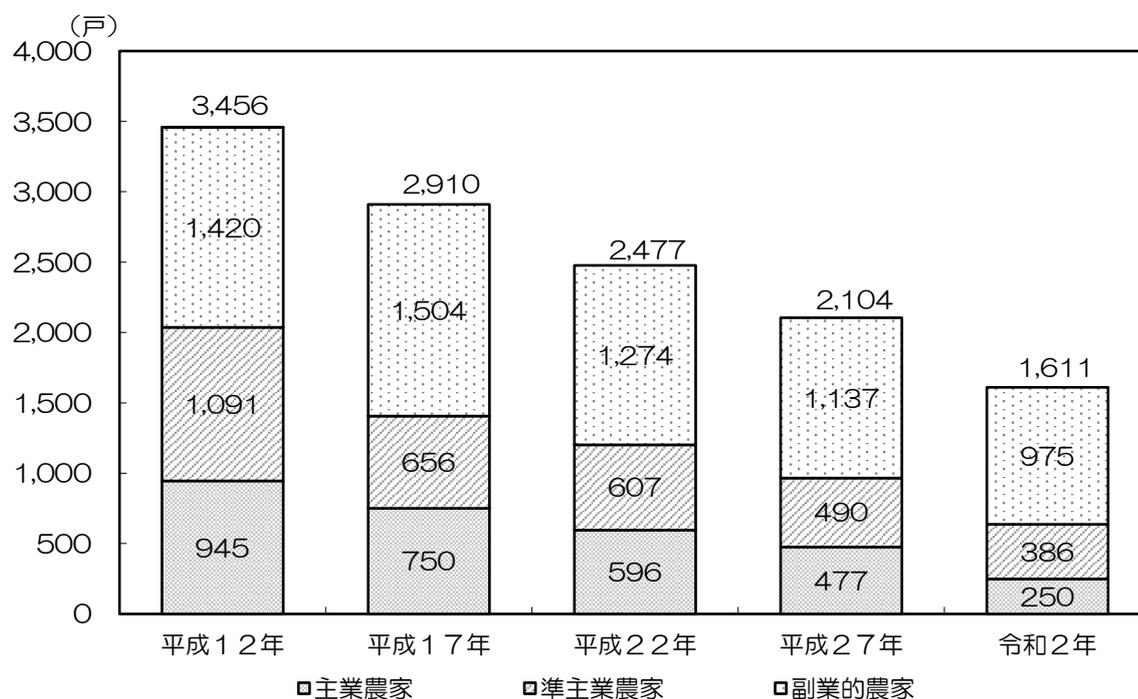


図8 主副業別農家数(主副業別経営体数)

主業農家……農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家

準主業農家…農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家

副業的農家…1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）

出典：農業センサス・農林業センサス・世界農林業センサス（農林水産省）

※各用語の定義は2020年農林業センサスによる。

○経営耕地面積規模別経営体数

令和2年の農業経営体の総数は1,642経営体で、平成17年の半分近くにまで減少しています。農業従事者の高齢化、農業後継者の不足、農地減少等の影響を受け、今後も農業経営体の減少は続くと考えられます。

経営規模別では、2ha未満の規模の経営体数は大きく減少している一方で、2ha以上の規模の経営体数の減少幅は少なくなっています。

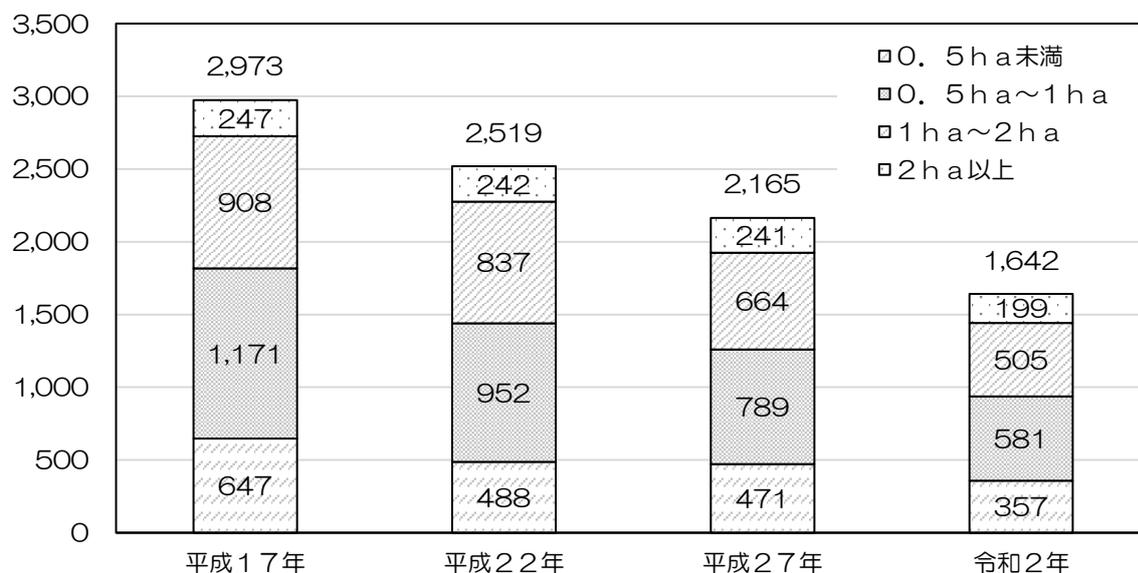


図9 経営耕地面積規模別経営体数

出典：農業センサス・農林業センサス・世界農林業センサス（農林水産省）

4. 各区の比較

総農家数、経営耕地面積ともに、本市の中では岩槻区が最も多く、西区、見沼区、緑区がそれに続きます。岩槻区では自給的農家より販売農家の方が多くなっています。

経営耕地面積を地目別にみると、緑区、見沼区では畑が多く、岩槻区、西区では田が多い等、地域ごとの特色が現れます。

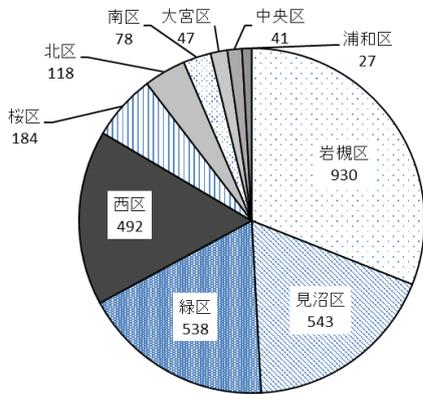


図10 総農家数 (戸)

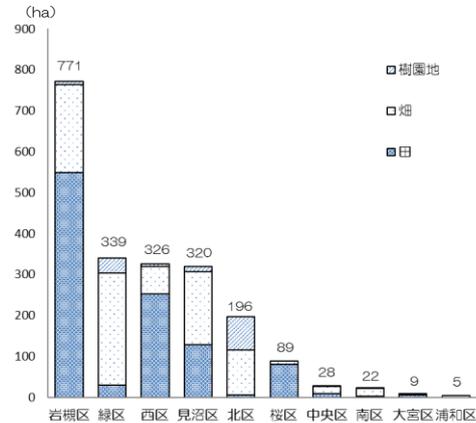


図11 各区の経営耕地面積

出典：2020年農林業センサス（農林水産省）

表3 各区の販売農家数、自給的農家数、地目別経営耕地面積

	販売農家数 (戸)	自給的農家数 (戸)	経営耕地面積 (ha)		
			田	畑	樹園地
さいたま市	1,588	1,410	1,062	897	146
西 区	244	248	253	66	7
北 区	46	72	6	109	81
大宮区	14	33	5	4	0
見沼区	272	271	128	179	12
中央区	18	23	9	18	1
桜 区	81	103	80	9	0
浦和区	9	18	0	4	0
南 区	31	47	2	19	1
緑 区	280	258	30	274	36
岩槻区	593	337	548	215	8

出典：2020年農林業センサス（農林水産省）

5. 県内他市との比較

本市は県内でも有数の早場米の産地であり、畑の耕地面積が広く、各種野菜が生産されています。畑の耕地面積は県内第3位で県内有数の生産地となっています。また、総農家数では県内第1位、販売農家数では県内第4位となっています。

表4 県内における農業の主な指標

県内順位	総農家数 (戸)		販売農家数 (戸)		耕地面積 (ha)					
					田		畑		計	
1位	さいたま市	2,998	加須市	2,314	加須市	5,510	深谷市	4,190	加須市	6,440
2位	加須市	2,314	深谷市	2,122	熊谷市	3,730	熊谷市	1,900	深谷市	5,810
3位	深谷市	2,134	熊谷市	1,604	行田市	2,650	さいたま市	1,690	熊谷市	5,630
4位	熊谷市	1,618	さいたま市	1,588	鴻巣市	2,350	所沢市	1,410	川越市	3,210

出典：総農家数・販売農家数：2020年農林業センサス（農林水産省）
耕地面積：令和4年作物統計調査（農林水産省）

6. 政令指定都市 農林関係基礎指標

(1) 主要指標

○農家

表5 各政令指定都市の農家に関する指標

指標 (単位) / 都市名	総人口 (人) (令和2年10月現在)	総世帯数 (戸) (令和2年10月現在)	総農家数 (戸)	農業従事者数 (人)		
				総数	男性	女性
札幌市	1,973,395	969,161	627	782	417	365
仙台市	1,096,704	525,455	2,521	4,429	2,426	2,003
さいたま市	1,324,025	582,475	2,998	3,987	2,215	1,772
千葉市	974,951	447,982	1,687	2,014	1,135	879
横浜市	3,777,491	1,753,081	3,056	4,703	2,631	2,072
川崎市	1,538,262	747,452	1,049	1,612	879	733
相模原市	725,493	332,770	2,033	888	545	343
新潟市	789,275	331,272	9,675	19,147	10,604	8,543
静岡市	693,389	297,421	5,690	7,022	3,799	3,223
浜松市	790,718	320,749	10,042	12,974	6,903	6,071
名古屋市	2,332,176	1,122,103	1,936	1,232	658	574
京都市	1,463,723	729,524	2,800	3,638	2,065	1,573
大阪市	2,752,412	1,469,718	348	268	150	118
堺市	826,161	366,079	2,172	1,664	947	717
神戸市	1,525,152	734,920	4,052	7,177	3,954	3,223
岡山市	724,691	327,620	8,498	13,317	7,463	5,854
広島市	1,200,754	555,123	5,189	3,042	1,635	1,407
北九州市	939,029	436,245	2,023	2,410	1,295	1,115
福岡市	1,612,392	831,124	1,797	2,580	1,422	1,158
熊本市	738,865	326,920	5,219	10,730	5,806	4,924

出典

総人口・総世帯数：令和2年国勢調査（総務省統計局）

総農家数・農業従事者数：2020年農林業センサス（農林水産省）

○農地

表6 各政令指定都市の農地に関する指標

指標(単位) /都市名	市域面積(R5 年4月現在) (ha)	経営耕地面積 (総農家) (ha)	販売農家の 経営耕地総 面積(ha)	荒廃農地 面積 (ha)	利用権 設定面積 (ha)	農業振興 地域 (ha)	農用地 区域 (ha)	生産緑地 面積 (ha)
札幌市	112,126	1,480	1,244	71	499	15,627	940	0
仙台市	78,635	5,082	3,371	61	1,370	10,777	4,348	—
さいたま市	21,743	2,105	1,887	71	277	8,100	2,473	292
千葉市	27,176	1,652	1,303	751	361	13,637	2,083	87
横浜市	43,801	1,527	1,465	2	160	4,644	992	270
川崎市	14,296	310	294	1	11	281	96	260
相模原市	32,891	376	334	258	134	6,827	778	117
新潟市	72,618	28,463	25,203	99	15,692	57,815	33,856	0
静岡市	141,193	2,430	2,289	39	30	81,026	5,874	207
浜松市	155,806	6,649	5,925	924	1,857	77,747	12,172	16
名古屋市	32,650	523	316	5	202	896	420	224
京都市	82,783	1,568	1,418	6	225	4,350	1,004	509
大阪市	22,533	55	52	0	0	0	0	67
堺市	14,983	425	409	10	9	2,007	260	141
神戸市	55,705	3,463	2,943	71	589	10,345	4,949	104
岡山市	78,995	9,395	8,077	227	4,241	60,137	14,110	0
広島市	90,669	871	745	916	251	31,071	1,659	8
北九州市	49,250	1,416	1,335	3	380	5,962	1,447	0
福岡市	34,347	1,417	1,224	317	761.3	5,576	1,631	3
熊本市	39,032	8,403	7,235	169	6,227	25,483	9,794	0

出典

- ① 市域面積：令和5年全国都道府県市区町村別面積調
- ② 経営耕地面積・販売農家の経営耕地総面積：2020年農林業センサス（農林水産省）
- ③ ①②以外：令和5年度指定都市農政実務者会議調べ

○林業・農業振興

表7 各政令指定都市の林業・農業振興に関する指標

指標(単位) /都市名	現況森林面積 (ha)	認定農業者数 (人)	新規就農者数 (人)	家族経営協定 締結数(協定)	農地所有適格 法人数(社・法人)	朝市、直売所 数(箇所)
札幌市	67,870	72	9	10	46	7
仙台市	43,938	245	10	19	56	4
さいたま市	285	299	19	76	7	23
千葉市	4,766	169	20	36	57	6
横浜市	3,662	265	134	—	9	998
川崎市	773	51	1	26	6	184
相模原市	18,794	146	7	5	22	5
新潟市	5,434	3,365	79	407	63	125
静岡市	106,915	615	17	76	33	100
浜松市	101,222	1,063	58	276	79	123
名古屋市	961	42	0	28	2	37
京都市	60,945	232	24	24	29	121
大阪市	0	7	1	1	0	4
堺市	395	123	8	3	2	40
神戸市	22,091	267	45	5	19	55
岡山市	34,884	607	39	189	90	30
広島市	60,192	105	19	55	14	62
北九州市	19,300	71	20	62	11	21
福岡市	10,995	227	17	80	8	17
熊本市	6,326	1,460	51	297	78	20

出典

- ① 現況森林面積：2020年農林業センサス（農林水産省）
- ② ①以外：令和5年度指定都市農政実務者会議調べ

(2) 農業産出額等内訳

表8 各政令指定都市の農業産出額、耕地面積、水稻作付面積

指標(単位) /都市名	農業産出額(1,000万円)						耕地面積 (ha)	水稻作付 面積(ha)
	合計	米	野菜	果実	花き	畜産		
札幌市	613	2	202	18	25	358	2,510	17
仙台市	622	254	250	7	14	64	5,790	2,300
さいたま市	975	112	722	14	54	18	3,140	1,310
千葉市	848	57	436	12	-	185	3,530	635
横浜市	1,215	12	734	102	143	146	2,590	119
川崎市	376	1	134	50	120	43	496	14
相模原市	335	8	140	12	-	153	1,430	80
新潟市	5,098	2,763	1,357	385	174	283	32,700	24,500
静岡市	1,579	32	618	425	183	75	4,250	297
浜松市	5,069	206	1,271	1,606	646	958	11,700	1,940
名古屋市	228	39	124	31	-	16	963	433
京都市	889	115	697	46	-	7	2,360	1,090
大阪市	51	3	41	0	2	5	83	25
堺市	319	60	119	13	2	113	1,090	480
神戸市	1,267	247	486	108	54	348	4,350	2,140
岡山市	2,039	631	441	522	30	329	13,100	7,630
広島市	591	85	353	17	-	121	2,490	828
北九州市	461	106	283	15	19	31	2,140	1,100
福岡市	605	74	279	19	-	109	1,760	837
熊本市	4,607	406	2,416	847	-	685	10,900	4,110

出典

農業産出額：令和3年市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）

耕地面積・水稻作付面積：令和4年作物統計調査（農林水産省）

(3) 市民農園設置状況

表9 各政令指定都市の市民農園に関する指標

区分	設置形態・設置数(箇所)				総区画数 (区画)	利用区画数 (区画)
	市民農園 整備促進法	特定農地 貸付	特定都市 農地貸付	合計		
札幌市	23	0	0	23	2,989	2,201
仙台市	1	2	0	3	507	427
さいたま市	1	12	3	16	1,093	866
千葉市	2	3	0	5	1,037	449
横浜市	1	268	3	272	8,221	8,106
川崎市	3	48	3	54	2,882	2,717
新潟市	2	10	0	12	918	734
静岡市	0	0	3	3	237	151
浜松市	51	0	0	51	1,352	1,097
名古屋市	0	20	1	21	617	580
大阪市	0	54	5	59	2,391	2,230
堺市	1	12	9	22	1,223	860
神戸市	10	0	0	10	1,820	1,053
岡山市	1	0	0	1	539	289
広島市	2	39	0	41	2,632	2,222
北九州市	1	0	0	1	316	300
福岡市	0	0	0	0	0	0
熊本市	0	0	0	0	0	0

出典

各政令指定都市調べ（令和4年3月末現在）相模原市、京都市は非公表

7. 主要農産物概要

(1) 水稻

市内東部地区は、綾瀬川・元荒川流域でコシヒカリ・彩のかがやきを中心とした作付けが行われています。荒川流域の西部地区（土合・大久保・植水・馬宮）は県内有数の早場米地帯で、コシヒカリを中心に、あきたこまち等の品種が多く栽培されています。また、コシヒカリ・彩のかがやき・あきたこまちについては、一部でさいたま市ブランド米「さいたま育ち」として、作付けが行われています。

近年、農作業の機械化と農地の集約化を推進し、農業経営基盤が安定した後継者を育成するため、環境整備を図っています。

○良質米生産

生産性の向上と品質の改善を促進するため、種子の更新や、食味の向上に努めています。

土合・大久保地区を中心に、荒川流域の西部地区で埼玉県認証の特別栽培が増えており、消費者ニーズに応え、コシヒカリ等需要が高い品種や環境保全型の栽培技術向上に努めています。また岩槻区では、県の特別栽培農産物として認証栽培されたコシヒカリを「はくつる舞」というブランド名で販売しています。

<事業実績>

県の特別栽培農産物認証件数 240件

うち水稻認証件数 147件（令和4年度末）



何で早場米なんだろう？

荒川流域の西部地区では、お米が盛んに生産されていますが、特に堤外（荒川と堤防の間）の農地では作付けが早く、収穫も8月下旬と県内でも一番を競うほどです。

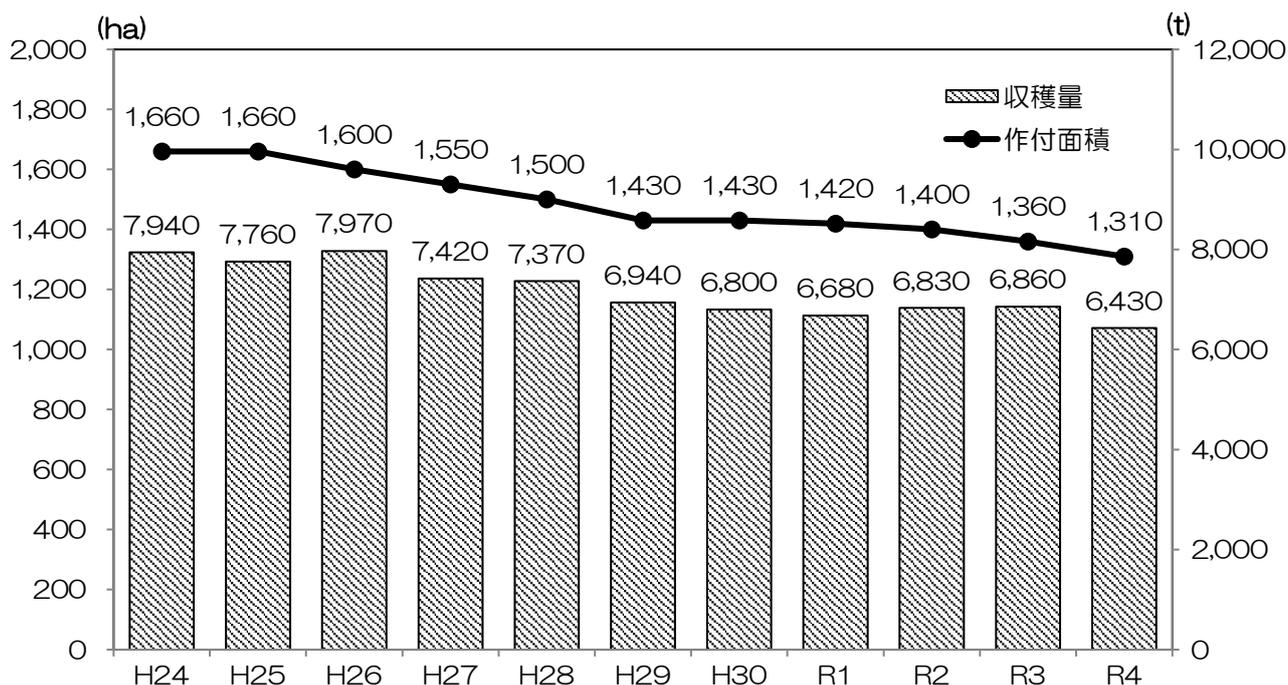
なぜこんなに早く収穫するのかというと、それは台風による水害を避けるため。台風により荒川の水位が増すと、堤外の稲は水没してしまい、品質が落ちたり、収穫できなくなってしまう。そのため、台風シーズンの9月より早く収穫できるよう作付けするのです。

表10 水稻の10a当収量

年産	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
10a当収量 (kg)	479	468	497	479	490	484	474	471	489	485	490

出典：埼玉県農業再生協議会

図12 水稻の作付面積及び収穫量



出典：令和4年度作物統計調査（農林水産省）

(2) そさい

そさいとは、本来は栽培作物を指しますが、近年では「野菜」と同義語となっています。そさい園芸は、花き園芸、果樹園芸に並ぶ、3大園芸分野です。

本市のそさい園芸は、首都圏の供給地として歴史は古く、特に台地の畑作地帯においては、その面積の約50%で甘藷が栽培され、戦後の食糧難時代の重要な作物でした。

戦後は土物野菜（甘藷・大和芋・生姜・さといも等）を中心に特産品として東京市場をはじめ近隣市場にその名を馳せていました。

しかし、昭和30年代後半頃からの急激な都市化の進展、農業労働力の他産業への流出、食生活の変化等により農地は減少の一途をたどりました。

昭和40年代に入ると施設資材を用いた近代的なそさい園芸が導入され、より高い技術力と効率的な農地利用により、立地条件を生かした新鮮な野菜の供給基地として市民の食生活を支えてきました。

さらに近年は、農産物直売所が市内各所で運営され、農家と消費者の相互理解を深めるうえで大きな成果をあげています。

○根菜類

本市の特産物であるくわいの主な産地は綾瀬川沿いの市東部地域で、その歴史は古く、かつては京浜市場はもとより関西市場にまでその名を馳せていました。

現在は関西市場を中心に出荷していますが、都市化の進展に伴い栽培は減少傾向にあります。

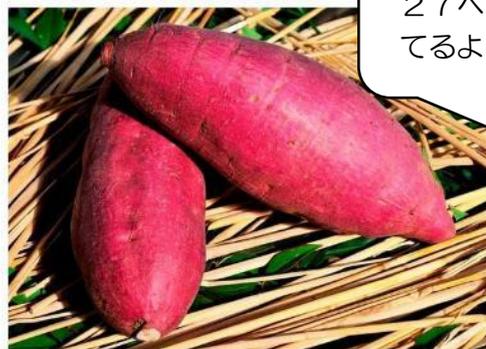
甘藷は本市の特産物であり栽培面積も広く、県下において有数の栽培面積を誇っていま

す。最近では直売等が盛んになり、紅あずま・^{ひにあか}紅赤のウイルスフリー苗の導入が進められています。紅赤については、本市発祥の品種であることから種の保存や生産量の向上に取り組んでおり、お菓子を商品化し、販売を行っています。

さといもは栽培管理に比較的労働力を必要としないため、水田転作作物として定着し、甘藷と同様に広く栽培されています。



くわい



紅赤

紅赤を使った商品は、
27ページ以降に載っ
てるよ！



○葉菜類

かつて葉菜類（ほうれんそう・こまつな等）は、近隣に消費地と市場等をひかえた有利な換金野菜として作付けも盛んでした。輸送網の発達や保・予冷技術の確立により、遠距離産地に押されて市内の作付面積は減少しましたが、近年では、施設栽培を導入し安定した生産を行う農家が増えています。

○軟化物

東京近郊という地の利を生かして、木の芽（サンショウ）等の軟化つまもの等の栽培が古くから行われ、関東有数の産地として有名です。



(3) 果樹・果物

本市の果樹、果物園芸は直売及び観光農園が中心で、指扇地区・宮原地区・東大宮地区のなしやぶどうの直売が盛んですが、都市化の影響で減少傾向にあります。また、緑区の大崎地域においてはブルーベリー、なし、ぶどうによる観光農園にも取り組んでいます。岩槻区のなしの共販出荷では、出荷時期が早く消費者に喜ばれています。いちごは、市内全域で栽培され、緑区、見沼区、西区、岩槻区を中心に観光農園や市内直売所等での販売が行われています。

また、柿渋の生産のための渋柿栽培が昭和30年頃までは盛んでしたが、一度は完全に姿を消しました。しかし、最近、自家消費用に一部農家で復活しました。

(4) 花き

本市の花き園芸は、東部地域を中心に、枝物類・露地切花類を主として発展してきましたが、現在は消費者ニーズの変化及び生産者の世代交代により、生産の主力は施設切花や鉢物等へ移行しています。しかし、現在でも枝物類は良品が生産されており本市花き生産の重要な一部であることには変わりません。

鉢物は、都市近郊園芸の有利性を生かして、生産直売が中心のシクラメン栽培や、市場中心のサイネリヤ・朝顔・梅・桜など多くの種類が生産されています。

切花は、露地栽培と施設栽培に分けられます。露地栽培では、ダリア・ケイトウ・千日紅等の栽培が多く、施設栽培としては、バラ・ユリ・トルコキキョウ等が栽培されています。

枝物は、本市の東部地域の台地を中心に古くからの産地として発展してきましたが、消費動向の変化等により生産は減少傾向にあります。しかし、ユキヤナギ・モモ・ボケ等は品質に優れており市場からは期待されています。

その他、洋ランは生産者は少ないですが、コチョウラン・カトリア等が栽培されています。また、近年パンジー・ベゴニア・ペチュニア等の花壇苗の生産も盛んです。

(5) 畜産

本市の畜産は、酪農・養豚・養鶏の3種ありますが、畜舎周辺の開発、後継者不足等の影響により、農家数・飼育頭羽数ともに減少しています。このような中、優良種畜の導入や防疫・公害対策の徹底を図ることにより、良質な畜産物を安定して供給することに努めています。

第2章 さいたま市の農業振興

1. さいたま市都市農業の振興に関する条例

さいたま市都市農業の振興に関する条例では、都市農業の持続的な発展に関する施策の総合的かつ計画的な推進、農産物等の安定的供給及び都市農業の多面的機能の発揮を促進し、健康で文化的な市民生活の実現に寄与するとともに、緑豊かなまちづくりを推進することを目的として、以下の事項を定めています。

- 都市農業の振興に関する基本理念
- 市の責務並びに農業者、農業関係団体、事業者及び市民の役割
- 市の施策の基本となる事項等

2. さいたま市農業振興ビジョン2021（都市農業基本指針）

さいたま市農業振興ビジョン2021（都市農業基本指針）は、さいたま市都市農業の振興に関する条例に基づき、都市農業の振興に関する基本的施策等を総合的かつ計画的に推進し、又は実行するための基本的な方針を定めたものです。

表1-1 さいたま市農業振興ビジョン2021の施策の体系

基本方針 (将来目標)	施策の柱	個別施策
持続可能で魅力ある都市農業 の確立	1 担い手の確保・育成と 農業経営の安定化	(1) 担い手の確保・育成 (2) 農業経営の安定化
	2 地産地消の推進	(1) 流通システムの整備 (2) 高付加価値化の推進 (3) 農のあるまちづくりの推進
	3 農地の保全と有効利用	(1) 農環境の整備と維持 (2) 遊休農地対策

3. さいたま市都市農業審議会

さいたま市都市農業審議会は、さいたま市都市農業の振興に関する条例に基づき設置され、本市の都市農業の振興に関する重要事項や市長からの諮問された事項について、調査審議を行います。

4. さいたま市農業振興事業費補助金

さいたま市農業振興事業費補助金は、さいたま市農業振興ビジョン2021（都市農業基本指針）で掲げた各施策の実現を目的に、本市の農業振興に資する事業を行う農業経営者等を支援する補助金です。

5. 都市農業担い手育成事業

（1）認定農業者支援事業

認定農業者支援事業は、農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、その計画達成に向けて様々な支援をするものです。

本市の認定農業者数は、令和5年3月末時点で、257経営体（300人）です。

○認定農業者への支援

認定農業者になると、農業委員会等による農用地の利用の集積の支援、農業者年金の保険料補助、低利資金の融資等が受けられます。また、本市では、農業経営改善計画の達成のために必要な機械や施設の導入に対し、さいたま市農業振興事業費補助金による支援を行っています。

<令和4年度実績>

- ・認定農業者支援対策事業費補助金 19件

【事業内容】

トラクター、田植機等の導入



農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）とは？

基本構想は、今後の本市の農業施策の実施する中で、農業が職業として選択し得る魅力と、やりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的に定めたものです。

基本構想では、効率的かつ安定的な農業経営の具体的な指標を定めており、認定農業者や認定新規就農者は、ここに示された指標の達成に向けた計画を立て、経営改善や自立経営を目指します。

(2) 農業後継者育成事業

農業、農村社会を支える農業の担い手となる人材の確保・育成が農業政策の重要な課題である現状を踏まえ、農業後継者が主体となって行う研修活動やPR活動を通じて、農業知識の習得や、将来の農業後継者の確保に向けて支援するものです。

表12 新規就農者

年度	新規就農者数(人)
令和4年度	21
令和3年度	16
令和2年度	16
令和元年度	16
平成30年度	19

○自立経営支援事業

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画(就農後5年目まで)を市町村が基本構想に照らして認定し(青年等就農計画制度)、認定を受けた新規就農者(認定新規就農者)に対して、自立経営の実現に必要な機械や施設の導入に、さいたま市農業振興事業費補助金による支援を行っています。令和4年度は、新たに3経営体(3名)が認定新規就農者となりました。

<令和4年度実績>

- ・認定新規就農者数 19経営体(令和4年度末時点)
- ・農業後継者育成事業(自立経営支援事業) 3件

【事業内容】

- ・トクター2件、ヒートポンプ1件

○研修派遣事業

新たに農業の担い手として活躍できる人材を育てるため、農業経営に資する研修に対し、さいたま市農業振興事業費補助金による支援を行っています。

<令和4年度実績>

新型コロナウイルス感染症の影響により、研修への参加はありませんでした。

○団体育成事業

農業後継者が行う農業経営や生産に関する研修やPR事業に対し、さいたま市農業振興事業費補助金による支援を行っています。

<令和4年度実績>

- ・農業後継者育成事業(団体育成事業) 3件

【事業主体】

- ・さいたま市農業青年協議会
- ・JA南彩青年部岩槻支部
- ・さいたま市与野農業後継者連絡協議会(さいたま市与野グリーンサークル)

【事業内容】

- ・さつまいも掘り収穫体験、視察研修の実施、イベントへの参加

(3) ランドコーディネーター事業

農作物の作付けのみならず、農地が持つ多面的な機能や農業関連法、各種計画を熟知した複合的な知識・技能を有する「農」の担い手を育成し、さいたま市都市農業の活性化を図る取組として「さいたま市アグリ・カルチャー・ビジネススクール」を開校し、卒業生をランドコーディネーターとして認定してきました。

また、これら事業を実践する組織としてさいたま市ランドコーディネーター協議会を設立しています。令和4年度末時点で、35名がランドコーディネーターとして認定を受けています。本市では、さいたま市ランドコーディネーター協議会が行う農業振興に関する研修やPR事業に対し、さいたま市農業振興事業費補助金による支援を行っています。

<ランドコーディネーター協議会の活動内容>

- ・ 農業振興に関するPR活動（さいたま市農業祭、みぬま秋フェスinさぎ山等）
- ・ 農業に関するセミナーの開催



農業祭でのPR活動の様子
(令和4年11月)



農業に関するセミナーの開催
(令和5年7月)

(4) 援農ボランティア事業

都市住民の農業理解と農家の担い手不足に対応すべく、農業の応援団として、生産現場で農作業の手伝いを行う「援農ボランティア」を育成し、ボランティアの受入れを希望する農家に紹介する事業です。

「援農ボランティア」として登録するためには、見沼グリーンセンターにおいて、様々な農業技術などを身に付ける農業研修を修了することが必要です。

平成17年度から事業を開始し、令和4年度末で88名が「援農ボランティア」として登録しており、令和4年度は14件の依頼を受けました。



講座の様子1



講座の様子2



講座の様子3

(5) 農業制度資金

農業制度資金は、農業経営の合理化・改善などを図るために制度化されています。金融機関からの融資を長期・低利に利用できるように国や県、市が利子補給したり日本政策金融公庫が直接融資する制度となっています。主な制度資金として農業近代化資金、日本政策金融公庫資金（スーパーL資金、青年等就農資金等）、農業災害資金などがあります。

○農業近代化資金

農業の規模拡大等により経営の向上を図ることを目的として、資金を融資機関から借りて機械や施設等を購入・整備するとき、資金を貸し付けた融資機関に対して県と市が利子を負担します。

＜令和4年度実績＞

- ・市内融資実績額 35,050,000円
- ・市内融資実行件数 3件

○農業災害資金

天災により被害を受けた農業者に対し、種苗・肥料等の購入、施設の復旧、その他農業経営に必要な資金の融通措置を講じるものです。近代化資金同様、県と市が利子の負担を行います。

6. 農業交流施設整備事業

農の魅力を発信し、市内外からの来訪者を増やすため、市内農産物の直売機能や観光農園等の情報発信機能等を備えた農業交流施設を整備します。

＜令和4年度実績＞

- ・サウンディング調査等を行い、「整備区域」、「事業手法」等を含む整備方針を策定
- ・農業交流施設の機運醸成のため、ソフト事業として農産物直売会（8回）を実施

7. 市場活性化事業

卸売市場の発展のため、ヒトとモノが交流する場として卸売市場が開催するイベント、販路拡大のための取組等、市場活性化へ向けた取組を支援しています。

＜令和4年度実績＞

対象事業 7件

8. 青果物卸売市場施設整備事業

青果物卸売市場の機能向上を図り、青果物の円滑かつ安定的な流通を確保し、市民生活の安定に資するため、青果物卸売市場に対し施設整備の補助を行っています。

＜令和4年度実績＞

1. 【事業主体】株式会社大宮中央青果市場
【事業内容】セリ場内防犯カメラ設置工事
2. 【事業主体】浦和中央青果市場株式会社
【事業内容】卸売棟屋根改修工事

9. スマート農業振興事業

スマート農業技術等を導入しようとする認定農業者に対し、さいたま市農業振興事業費補助金による支援を行います。また、企業の参入や連携による収益性の高い都市農業の振興を図るため、休耕地等スマート農業導入補助金による支援を行います。

<令和4年度実績>

- ・スマート農業技術等の導入補助（3件）

【事業内容】

さいたま市農業振興事業費補助金：統合環境制御システム（2件）

休耕地等スマート農業導入補助金：営農支援システム（1件）



営農支援システム



営農支援システム

- ・見沼グリーンセンター展示温室環境モニタリング装置を活用した試験栽培の実施（トマト、サラダホウレンソウ）
- ・環境制御に関する講習会の開催（1回）
- ・見沼グリーンセンター展示温室見学の受入れ（2件）

10. 地域計画関連事業

（1）地域計画（旧人・農地プラン）

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。こうした中、令和4年度までに作成した人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定めることとなりました。

<令和4年度実績>

実質化した人・農地プラン 6地区（さいたま中央地区、馬宮堤外地区、南下新井字柳橋地区、大野島地区、野孫地区、島根地区）

（2）農業経営開始資金

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後の所得を確保する資金を交付しています。資金を受けるには、認定新規就農者であることや地域計画（人・農地プラン）で中心となる経営体に位置付けられること等の要件があります。

<令和4年度実績>

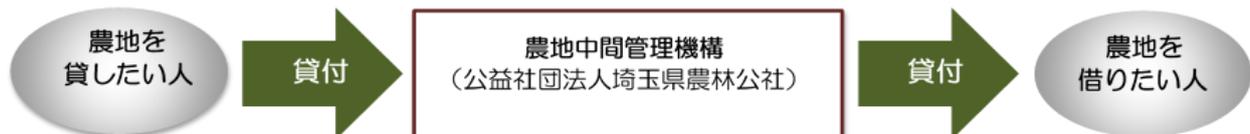
農業経営開始資金 12名

1 1. 農地中間管理事業

本市では、埼玉県農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）、農業協同組合など関係機関と協力し、農地中間管理事業を推進しています。

農地中間管理事業は、埼玉県農地中間管理機構が農地の中間的受け皿となり、高齢などを理由に農業をリタイアする方など（出し手）から農地を借り受け、意欲ある担い手（受け手）へ貸し付けることで、農地の集積、耕作放棄地の解消に取り組む事業です。

農地中間管理事業の仕組み



◇公的機関なので安心して貸すことができます。

<令和4年度実績>

農地中間管理事業活用面積 76ha

1 2. 食品表示適正化事業

「食品表示法」に基づき、市内農産物直売所や、スーパー等の生鮮食料品販売店舗に対し、原産地等の表示の周知を図るため巡回や冊子配布による啓発を行っています。

※平成27年4月1日から、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定は食品表示法に統合されました。

<令和4年度実績>

啓発店舗数 43店舗

13. 市民農園事業

一般に『市民農園』とは、サラリーマン家庭や都市の住民の方々のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、農家でない方々が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園のことをいいます。こうした小面積の農地を利用したい人が増えていることから、自治体、農協、個人など多くの方々が市民農園を開設できるようになっています。本市では、市民農園整備促進法による農園が1ヶ所、特定都市農地貸付による農園が3ヶ所、特定農地貸付法による農園が13ヶ所、農園利用方式による農園が68ヶ所あります。(令和5年3月31日現在)

表13 市民農園一覧

農園名	所在地(区)	所在地(大字)	区画数	総面積(m ²)	手法
清河寺小川体験農場	西区	清河寺	78	—	農園
指扇駅前体験農園		西遊馬	9	—	
第1農園	北区	見沼	67	5,764	市民
第2農園		見沼	80	2,000	特定
シェア畑大宮堀の内	大宮区	堀の内町	95	1,288	都市
水のフォルム市民田んぼ	見沼区	見山	—	1,887	農園
水のフォルム市民田んぼ		見山	—	1,235	
水のフォルム市民田んぼ		見山	—	1,900	
水のフォルム市民田んぼ		見山	3	738	
水のフォルム市民田んぼ		見山	—	738	
水のフォルム市民田んぼ		見山	5	1,060	
水のフォルム市民田んぼ		見山	10	1,865	
水のフォルム市民田んぼ		見山	8	1,450	
水のフォルム市民田んぼ		見山	5	1,047	
水のフォルム市民田んぼ		見山	0	1,750	
見山農園		見山	24	1,474	
大宮農園		膝子	45	700	
県民ふれあい農園 片柳		片柳	42	3,098	
県民ふれあい農園 片柳第2		片柳	17	1,202	
栽培指導つき体験型農園	片柳東	37	1,000		
大谷体験農園	大谷	32	—		
見沼小松台農園	御蔵	46	2,112	特定	
シェア畑さいたま与野	鈴谷	159	2,000	都市	
与野本町体験農園	鈴谷	32	740		
円阿弥第2農園	円阿弥	33	495		
円阿弥第5農園	円阿弥	17	425		
円阿弥第6農園	円阿弥	31	775		
円阿弥第8農園	円阿弥	18	450		
円阿弥第9農園	円阿弥	21	525		
円阿弥第10農園	円阿弥	18	450		
円阿弥第11農園	円阿弥	22	550		
シェア畑浦和別所沼公園	西堀	90	764		
シェア畑浦和	西堀	110	1,445		特定
大久保領家農園	大久保領家	28	700	農園	
大久保領家第4農園	大久保領家	12	300		
塚本農園	塚本	20	500		
宿農園	宿	20	500		
五関第2農園	五関	4	100		
五関第3農園	五関	13	325		
町谷農園	町谷	15	375		
新開農園	新開	32	800		
西堀第2農園	西堀	20	500		
西堀第3農園	西堀	75	1,875		
田島第2農園	桜区	田島	36		900
田島第3農園		田島	93	2,325	
三崎農園	浦和区	三崎	96	4,450	農園
関根農園		三崎	32	1,400	
木崎農園		三崎	72	3,000	
松本農園		三崎	14	500	
石田農園		三崎	21	1,000	
中井川農園		三崎	50	2,274	
町田農園	三崎	26	1,684	特定	
マルナカ農園	大谷口	44	880		
浦和さいと農園	道祖土	40	600		
貸農園 さいたま市三室	三室	20	500		
貸農園 さいたま市三室第二	三室	53	1,325		
貸農園 さいたま市三室南宿	三室	30	600		
貸農園 さいたま市三室第3、第4	三室	54	1,350		
シェア畑浦和中尾	中尾	120	1,218		都市
三室第3農園	三室	15	375		農園
大古里農園	三室	16	400		
三室体験農園	三室	18	—		
宮本農園	見沼	17	1,109		
県民ふれあい農園 見沼第1	見沼	12	1,014		
県民ふれあい農園 見沼第2	見沼	20	1,500		
県民ふれあい農園 100坪	見沼	7	2,332		
駒形第2農園	中尾	12	300		
中丸第4農園	中尾	62	1,550		
中丸第11農園	中尾	38	950		
中丸第11-2農園	中尾	4	100		
あしや農業体験塾	中尾	16	560		
見沼グリーンファーム	間宮	423	20,500	特定	
みどりファーム	上野田	3	1,000		
かあちゃん塾	上野田	10	300		
かあちゃん塾	上野田	1	1,000		
かあちゃん塾	南部領辻	1	1,000		
かあちゃん塾	南部領辻	4	400		
かあちゃん塾	南部領辻	1	662		
かあちゃん塾	南部領辻	1	550		
東浦和駅前体験農園	大間木	43	—		
バインファーム見沼	見沼	53	2,177		
原町農園	原町	31	775		農園
岩槻西原体験農園	岩槻	26	—		
岩槻西原体験農園	岩槻	26	—		
城北体験農園	本宿	26	—		

14. 地産地消事業

(1) さいたま市農情報ガイドブック作成事業

地産地消推進に向け、さいたま市農情報ガイドブック及びガイドマップの作成・配布を行いました。令和5年版はいちごを特集し、市内の20軒を越える生産者の活動や、「あまりん・かおりん」などの人気の品種を掲載しました。また、観光農園や直売所の情報を掲載し、市内の農産物へアクセスしやすいガイドブックになっています。



令和5年版表紙

＜令和4年度実績＞

令和5年版さいたま市農情報ガイドブック作成 23,000部

○特集

- ・地産地消の日
- ・さいたま市のいちご
- ・地場産農産物料理講習会
- ・ギャザリング（寄せ植え）講習会

(2) 市内産農産物プチマルシェ

さいたま市役所本庁舎・大宮区役所・中央区役所・南区役所で月に数回、市内生産者による農産物プチマルシェを開催しています。

＜令和4年度実績＞

プチマルシェの開催 31回



市役所本庁舎での開催の様子



中央区役所での開催の様子

(3) 地場産農産物料理講習会

さいたま市産農産物のPRと地産地消の推進を目的に、四季折々のテーマごとに料理講習会を開催しています。

＜令和4年度実績＞

地場産農産物料理講習会の開催 2回

- ・第1回（令和4年12月9日）「市内産の米粉を使った料理」
りんごとさつまいものケーキ、チヂミ、かぼちゃのニョッキきのこソース

- ・第2回（令和5年2月9日）「冬野菜を使った料理」
ツナとごぼうの炊き込みご飯、大豆と鶏ひき肉のつくね、マーボー大根、ほうれん草のスープ、米粉のマドレーヌ



講習会の様子



冬野菜を使った料理

（4）ブランド化事業

さいたま市産農産物のPR、農商工連携による農産物の加工品の開発・商品化を行い、市内産農産物の生産振興と販路拡大及び関連産業の活性化を図っています。

＜令和4年度実績＞

地場産農産物の新規加工品数 5事業所 6商品



○さいたま市のブランド米「さいたま育ち」

さいたま市産のお米をブランド化するため、平成19年に公募により名称とマークを決定。さいたま市のブランド米として認定されたお米は、「さいたま育ち」という名前で販売されています。

＜令和4年度実績＞

ブランド米「さいたま育ち」使用承認 1件（さいたま農業協同組合）

認定基準

- ①さいたま市内産…安全・安心の「さいたま育ち」です。
- ②品種は「彩のかがやき」「コシヒカリ」「あきたこまち」
…市内で作付けが多い3品種。
- ③種子更新率100%…身元（品種）保証いたします。
- ④栽培管理記帳の実施…「育て方」バッチリ記録・管理しています。
- ⑤埼玉県特別栽培農産物の認証取得
…安全・安心の減化学肥料・減農薬栽培。
- ⑥お米の検査で1等又は2等取得。



さいたま育ち

「さいたま育ち」のマーク

○ヨーロッパ野菜

ヨーロッパ野菜は、岩槻区を中心にさかん生産されており、近年、注目を集めています。

フレンチ・イタリアンレストランの「新鮮で安価な地元産のヨーロッパ野菜を使いたい」という思いと、市内の若手農家の「高収益が期待できる新たな野菜づくりに挑戦したい」という思いから、生産者、卸会社、種苗会社、飲食店などが協力し、ヨーロッパ野菜の地産地消に取り組んでいます。

市内産のヨーロッパ野菜が食べられるレストランは埼玉県内を中心に数多くあります。



ヨーロッパ野菜

「さいたまヨーロッパ野菜研究会」
で検索してみてね！



○くわい

くわいの生産は、市内では主に見沼区（膝子出荷組合）、緑区（高畑くわい出荷組合）、岩槻区（岩槻くわい出荷組合）で行われており、全国へと出荷されています。

さいたまの「青くわい」は、関西をはじめ各地で人気の高級食材です。生産者は、色、形状ともに良好なくわいを出荷できるよう、収穫直前の渋抜き作業や芽を傷つけないよう慎重な収穫作業を行うなど、丁寧な作業を心がけています。

出荷を迎える12月には、地域のJA直売所や年末農産物即売会などで販売されます。

☆くわい商品の紹介☆ ※期間限定の商品もございますので、事前に店舗にお問い合わせください。

くわいの子クッキー・くわいチップス



コスモス本店
岩槻区東岩槻2-5-27

電話
048-794-8772

○紅赤

紅赤は、1898年に木崎村（現浦和区北浦和）で兼業農家の山田いちさんに発見されました。

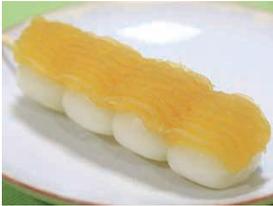
当時とても甘いいもとして人気を博し、大正時代から昭和のはじめにかけて、埼玉県内のさつまいもの作付面積のうち約9割が紅赤となるほどで、さつまいもの女王とも呼ばれました。

しかし、紅赤は栽培が難しく、収穫量が少ないため、一時は減退の一途をたどりました。現在は15人の生産者から構成される「さいたま市紅赤研究会」が種の保存に取り組んでいます。

上品な甘さとほっこりとした食感が特長で、「天ぷら」や「きんとん」に適しています。

☆紅赤商品の紹介☆ ※期間限定の商品もございますので、事前に店舗にお問い合わせください。

ヌックッキー		紅赤スイートポテト	
	パティスリー スブランディード 見沼区東大宮5-47-29		菓子工房まーぶる 見沼区堀崎町1596
	電話 048-683-3627		電話 048-688-6635
紅赤どら焼き		芋ようかん	
	大こくや 中央区本町東2-17-2		WAベーグル 南区神明1-10-15
	電話 048-856-0007		電話 048-844-6313
紅赤（さつまいも）パイ		紅赤クリームチーズベーグル	
	GAKU BAKERY 見沼区東大宮4-48-1		岩戸屋 岩槻区大戸1738
	電話 048-871-6615		電話 048-799-1005

ぐるめ米だんご（紅赤あん）		紅赤スイートポテトタルト	
	JAさいたま ①木崎ぐるめ米ランド 浦和区領家4-24-16 ②三室ぐるめ米ランド 緑区大字三室2203 ③尾間木ぐるめ米ランド 緑区東浦和9-5-12		パン&ベーグル 小春日和 大宮区堀の内町3-39-1
	①048-834-2890 ②048-874-1390 ③048-873-2006		電話 048-648-5614
紅赤スイートポテトタルト			
	PAN CAFÉ Gii（パン カフェ ギー） 緑区中尾365-1 1F		
	電話 048-716-1184		

15. さいたま市農業祭

農業祭は、地域農業の発展と消費者の農業に対する理解と親しみを深めるとともに、農業の普及及び振興に寄与することを目的としています。令和4年度においても、市民の森会場で行われ、来場者数は約4.8万人を数えました。また、農産物共進会（品評会）では、513点の出品がありました。

【令和4年度実績】

開催日	11月18日（金）（農産物共進会） 11月19日（土）
会場	さいたま市 市民の森
農産物共進会	出品数 513点
表彰式	令和5年1月31日（火）ときわ会館



農業祭会場の様子

16. 農業経営安定・生産向上事業

(1) 農業団体育成事業

本市では、農業経営者団体が行う農業経営や生産に関する研修やPR事業に対し、さいたま市農業振興事業費補助金による支援を行っています。

<令和4年度実績>

- ・農業経営者団体支援事業 11件

【事業内容】

- ・先進地視察研修会の開催
- ・農産物のPR活動 等

(2) 農業振興対策事業

本市では、農業の効率的経営の推進、生産性の向上、経営体質の改善、消費者ニーズに対応した安全性の高い農産物の供給と環境に配慮した農業振興を図るための施設及び機械等の導入による条件整備に対し、さいたま市農業振興事業費補助金による支援を行っています。

＜令和4年度実績＞

- ・農用地景観形成作物栽培支援事業 3件

【事業主体】

- ・大谷耕作友の会
- ・大砂土観光農業推進協議会
- ・鹿室農家組合親睦会

【事業内容】景観形成作物（コスモス等）の栽培による遊休農地の発生防止及び活用

- ・農業施設機械共同利用支援事業 2件

【事業主体】

- ・鹿室農家組合親睦会
- ・平林寺実りの会

【事業内容】フレールモア、田植機の導入

（3）見沼農業振興事業

見沼田圃は、都市農業地帯として、生鮮食料を供給すると同時に、県南都市における貴重な大規模緑地空間として多面的機能を果たしていますが、その今日的意義の高まりから、保全・活用・創造の重要性が増大しています。このため、本市では、都市と調和した特色ある見沼農業の実現を図り、見沼田圃の保全・活用・創造に資するために見沼田圃で活動している農業経営者団体等に対し、さいたま市農業振興事業費補助金による支援を行っています。

＜令和4年度実績＞

- ・活性化支援事業 2件

事業主体	事業内容
大谷耕作友の会	コスモス祭りの開催
見沼野菜生産組合	PRツールの作成



コスモス祭りの様子

- ・観光農園等整備事業 1件
ウイングハロー

(4) 病害虫防除事業

水稻・野菜等の広域的な防除を実施し、発生源である畦畔、堤等も併せて防除することにより、病害虫の発生を最小限に抑え、経営の安定を図っています。

○空中散布の実施

水稻病害虫を広域的に一斉防除することにより、農産物への発生要因である、ウンカ・ヨコバイ・カメムシ・イナゴ及びいもち病・紋枯病などの被害を最小限に抑え、水稻栽培農家の経営の安定を図ることを目的として、さいたま市防除協議会を中心として共同防除を実施しています。近年は、防除回数の削減・地域の見直し・安全性の高い農薬の選択等に努め、埼玉県の防除指導基準に従い、生産者と協力して安全対策の強化を図るとともに、環境に配慮して行われています。本市では、この空散防除に対し、さいたま市農業振興事業費補助金による支援を行っています。

<令和4年度実績>

- ・農業施設機械共同利用支援事業 1件

【事業主体】 さいたま市防除協議会（令和4年度）

地区名	実施時期	散布面積(ha)	使用農薬
植水	7月21日	65.0	トレボンエアー
大久保		44.9	アミスタートレボンSE

対象病害虫

○トレボンエアー

カメムシ類、ツマグロヨコバイ

ウンカ類、コブノメイガ、イナゴ類

○アミスタートレボンSE

紋枯病、いもち病、カメムシ類

ツマグロヨコバイ、ウンカ類

17. 水田農業経営確立対策事業

地域の需要に応じた米づくりと良好な水田環境の保全を図りながら、米の需要調整を行うとともに、消費者の期待に応える産地確立の取組を支援し、経営所得安定対策を支援します。

18. 畜産事業

安全・安心な畜産物の需要に対応するため、防疫・公害防止・優良種畜導入の取組に対し、さいたま市農業振興事業費補助金による支援を行い、周辺環境と調和した畜産業の振興を推進しています。

<令和4年度実績>

- ・防疫事業 2件（法定検査代）
- ・公害防止対策事業 1件（飼料添加剤の購入）
- ・優良種畜導入事業 2件（優良乳牛の導入）

19. 多面的機能支援事業（旧 農地・水保全管理事業）

○多面的機能支払交付金

農地や農業用水などの農村地域の資源は、食料生産の機能のほか、自然環境の保全や良好な景観形成等の多面的機能を有しており、農家の方々によって脈々と守られてきました。

しかし、農地や農業用水等の資源の適切な保全管理が、農家の高齢化や地域の混住化等により困難になってきていること、農業生産全体の在り方について環境保全を重視したものに転換していくこと等が求められてきたことから、広く市民が利益を享受してきた多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

そこで、農地・農業用水などの資源の保全とその質的向上を図るため、本市では、平成19年度から、農林水産省の支援事業である「農地・水保全管理支払交付金」を利用し、農業者だけでなく地域住民や自治会、関係団体など幅広く参加する活動組織を新たに作り、地域ぐるみの共同活動により農地や用水路などの資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組に対する支援を始め、平成24年度からは、これまでの日常の保全管理活動である「共同活動」に加え、「向上活動支援」として、活動組織が行う農地周りの水路・農道等の施設の長寿命化のための補修・更新や水質・土壌などの高度な保全活動への支援を拡充してきました。

さらに、平成26年度からは農業者のみで構成される活動組織にも支援できるよう農林水産省の制度が改正されたことを受け、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しています。

<令和4年度実施地区>

さいたま市	事業実施地区名	活動面積 (ha)	農地維持	共同活動	長寿命化
西 区	馬宮地区	71.1	○	○	○
	塚本地区	44.4	○	○	○
	湯木地区	18.1	○	○	○
岩槻区	野孫地区	22.0	○	○	
	箕輪地区	8.3	○		
	掛地区	26.7	○		
	大野島地区	35.6	○		
	釣上地区	24.0	○		
	飯塚地区	22.2	○		
見沼区	見山地区	16.8	○	○	
	大谷地区	5.5	○		
	丸ヶ崎地区	30.4	○	○	○
	中川地区	24.6	○		
緑区	南部領辻地区	35.5	○		
桜区	在家地区	18.2	○		
西区・桜区	昭和地区	65.6	○		

* 右欄の○印は、交付金を受けている活動。

20. 農業振興地域制度

優良農地の確保のため、農地法による農地転用許可制度と併せ、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度が設けられています。具体的には、県知事が農業振興地域整備基本方針を策定するとともに農業振興地域を指定し、これに基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定することとしています。

旧浦和市、旧大宮市は昭和46年12月25日、旧岩槻市は昭和47年12月19日に農業振興地域の指定を受け、旧浦和市域、旧岩槻市域においては、昭和49年3月30日、旧大宮市域においては、昭和49年2月28日に農業振興地域整備計画を策定しました。

農業振興地域整備計画には、土地改良事業等生産基盤の整備や農業近代化施設の整備等の計画を定めています。また、集団的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地や、その他営農上必要な土地について農用地区域を定め、その区域内においては農的土地利用を図ることを原則として、農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っています。

平成16年度に旧浦和市、旧大宮市の農業振興地域整備計画を統合した、さいたま市農業振興地域整備計画を施行し、平成19年度の旧岩槻市の農業振興地域との統合を経て、平成20年3月18日にさいたま市農業振興地域整備計画を施行しています。

また、農業振興地域整備計画は概ね10年に一度見直しをしており、令和元年6月3日に計画の全体的な見直しを行っています。

令和5年3月現在で農業振興地域の総面積は8,100haで、農用地区域面積が2,473haとなっています。

21. 農業経営基盤強化促進事業

本市では、農業経営基盤強化促進法に基づき「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を定め、当該構想のもと、農業経営基盤強化促進事業に取り組むこととしています。

この農業経営基盤強化促進事業は、地域農業の将来図である「地域計画」の達成に資するよう、農地中間管理事業の実施による農用地についての利用権の設定等を促進する事業です。具体的には、市が、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標とする農地利用の姿を示した地図を含む）等を定めた「地域計画」を策定し、「地域計画」に基づき農地中間管理機構が「農用地利用集積等促進計画」を定めることによって農地の貸借、集約化を進めるものです。

令和5年3月末まで、農業経営基盤強化促進事業は、意欲ある農業者に対する農用地の利用集積を促進するため、農地法の特例として「農用地利用集積計画」に基づく貸し手と借り手の相対による貸借（利用権設定）を進めてきましたが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、令和5年4月以降は、「農用地利用集積等促進計画」に基づく貸借を行い、農地の集約化等を進めることとなりました。

なお、法改正において、「農用地利用集積計画」に基づく利用権設定については、令和7年3月末まで、2年間の経過措置（地域計画が策定された区域については、地域計画が公告される前日まで）が設けられているため、本市ではこの期限まで同計画に基づく貸借の手続きを行います。

22. 農地調整業務（農業委員会）

○農地の権利移動の制限

農地又は採草放牧地に耕作を目的として、所有権を移転し、又は使用収益権（賃借権、使用貸借権等）の設定や移転をする場合には、農地法（以下「法」という。）第3条の規定により、農業委員会の許可が必要となります。

○農地転用の制限

農地を農地以外に転用する場合には、法第4条又は第5条の規定により農業委員会の許可が必要となります。ただし、市街化区域内農地を転用する場合は、あらかじめ農業委員会に届出をすることにより許可は不要となります。なお、田を畑に転換するなど農地に盛土し、引き続き農地として利用するような場合でも、農業委員会の許可（一時転用）が必要となります。

○相続による農地取得

農地の権利を相続で取得した場合は、農業委員会への届出が必要となります。

○賃借料情報の提供

年に1回、農地の賃借料の目安となる「賃借料情報」を提供しています。

23. 土地改良事業

本市の土地改良事業は、土地改良法に基づく農業振興地域内の農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施し、農村の生活環境を改善するとともに、農業経営の活性化を図るため、事業の推進と指導をしています。

近年においては、ほ場整備を中心にかんがい排水、農道等の整備を通じて、集落農業の生産基盤と生活環境条件の改善を行い、時代に適合した農業を展開するための啓発活動を行っています。

○農業基盤整備事業

農業基盤整備事業とは、農業振興地域内の農用地等を区画整理などの手法で総合的に整備する事業です。

現在は、見沼区膝子、岩槻区横根、笹久保新田、緑区上野田、高畑にまたがる地区において、地元農業者からの整備要望を受け、平成27年度から基礎調査を開始し、令和2年12月より埼玉県営土地改良事業さいたま中央地区として、事業を推進しています。

令和4年度は、農地の大区画化及び道・水路の再整備等を行う区画整理工事を実施しており、今後も工事を推進し、令和9年度の完了を予定しています。

（さいたま中央地区の概要）

事業主体：埼玉県

地元組織：さいたま中央土地改良区

受益面積：95.2ha（地区面積：138.5ha）

事業期間：令和2年度～令和9年度(予定)

○農業用水路整備事業

農業者が農業経営を継続して行っていくためには、安定した用水の確保や、十分な排水

機能の確保が必要となります。

しかし、市内の用排水路については、老朽化が進んでいる箇所や、素掘りの土水路が多く存在し、維持管理の面において課題となっています。

そのため、地域の要望に応じた、用水路整備を推進することで、農業生産性の向上に寄与するとともに、環境面や安全面での向上も図っています。

＜令和4年度 農業用水路整備工事実績＞

【岩槻区釣上新田地区】

用排水路整備工事（綾1612）

施工延長L＝87m（U型水路）

排水路整備工事（綾1714）

施工延長L＝65m（柵渠改修）

【岩槻区高曽根地区】

用排水路整備工事（末田88）

施工延長L＝333m（U型水路）

【岩槻区尾ヶ崎地区】

用水路整備工事（綾1307）

施工延長L＝231m（U型水路）

【岩槻区加倉地区】

水路フェンス改修工事（大橋第一用水）

施工延長L＝132m（フェンス）

【西区湯木地区】

用水路整備工事（荒136、荒137）

施工延長L＝450m（U型水路）

表15 ほ場整備（区画整備）地区状況表

地区	地区名	事業主体	施行年度	事業名	受益面積 (ha)		
					田	畑	計
大砂土	大砂土	大砂土土地改良区	S46~S50	県営・水田転換特別対策事業	3.9	41.7	45.6
指扇	宝来	上ノ込悪水路改良区	S29~S31	団体営土地改良事業	65.0	8.3	73.3
	中釘	県農業振興公社	S62	地域農業拠点整備事業	4.6	2.7	7.3
	高木・清河寺	指扇北土地改良区	H17~H22	団体営土地改良事業	1.3	17.2	18.5
馬宮	馬宮	馬宮土地改良区	S25~S38	団体営土地改良事業	180.0	14.7	194.7
	塚本	塚本土地改良区	S43~S44	県単土地改良事業	60.0	5.0	65.0
	湯木	湯木土地改良区	S43~S44	県単土地改良事業	18.0	1.5	19.5
	金山	馬宮土地改良区	S61	県単土地改良事業	2.6	0.8	3.4
	谷中	馬宮土地改良区	H6~H7	県単土地改良事業	2.0	-	2.0
植水	植水	植水土地改良区	S31~S34	団体営土地改良事業	194.0	46.9	240.9
	昭和	昭和土地改良区	S42	第1次農業構造改善事業	65.0	16.5	81.5
	植田谷本	江川排水路土地改良区	H6~H7	団体営土地改良総合整備事業	9.5	2.3	11.8
片柳	片柳	大浦土地改良区	S46~S50	県営・水田転換特別対策事業	7.7	67.4	75.1
	御蔵	高見土地改良区	S56	団体営転作条件特別対策事業	-	8.2	8.2
	片柳	片柳土地改良区Ⅰ期	S54~S62	団体営土地改良総合整備事業	15.9	21.3	37.2
	片柳	片柳土地改良区Ⅱ期	S55~S61	団体営土地改良総合整備事業	9.2	14.0	23.2
	染谷	染谷土地改良区南部	S55~S62	団体営土地改良総合整備事業	19.2	19.1	38.3
	染谷	染谷土地改良区北部	S56~S62	団体営土地改良総合整備事業	16.8	9.1	25.9
	片柳	片柳東部土地改良区	H元~H2	水田農業確立対策推進事業	-	5.5	5.5
	中川	中川土地改良区	H元~H5	団体営土地改良総合整備事業	18.6	11.0	29.6
	片柳・山	十二所土地改良区	H元~H5	団体営土地改良総合整備事業	-	20.2	20.2
七里	膝子	膝子土地改良区	S31~S34	団体営土地改良事業	86.0	7.0	93.0
	東宮下	東宮下土地改良区	S49~S53	団体営ほ場整備事業	30.0	16.0	46.0
	大谷	大谷土地改良区	H3~H7	団体営土地改良総合整備事業	10.8	16.7	27.5
	さいたま中央※	さいたま中央土地改良区	R2~R9	県営土地改良事業 (農業競争力強化農地整備事業)	20.8	74.4	95.2
春岡	宮ヶ谷塔	春岡土地改良区	S53~S59	団体営ほ場整備事業	32.9	9.8	42.7
	宮ヶ谷塔	宮ヶ谷塔西部土地改良区	S56~S62	団体営ほ場整備事業	12.3	17.5	29.8
	深作	深作土地改良区	S56~S62	団体営ほ場整備事業	20.5	8.3	28.8

次ページへ続く

地区	地区名	事業主体	施行年度	事業名	受益面積 (ha)		
					田	畑	計
野 田	野 田	野田土地改良区	S29	県単土地改良事業	37.6	1.2	38.8
	野 田	南部野田土地改良区	S36	団体営土地改良事業	55.0	2.0	57.0
	大 崎	大崎土地改良区	S54~S57	団体営ほ場整備事業	—	23.0	23.0
	平 沼	平沼土地改良区	S61~S62	県単土地改良事業	1.7	2.1	3.8
土 合	道 場	油面下流土地改良区	S46	県単土地改良事業	13.5	1.5	15.0
大久保	宿	宿深町土地改良区	S50	県単土地改良事業	12.2	—	12.2
尾間木	見 沼	見沼第一土地改良区	S46~S50	県営・水田転換特別対策事業	3.2	77.8	81.0
	大 牧	大牧土地改良区	H3~H6	見沼農業振興特別対策事業	0.2	9.2	9.4
三 室	三 室	三室土地改良区	S48	県営・水田転換特別対策事業	0.7	80.7	81.4
大 門	間 宮	大沼土地改良区	S53~S54	団体営転作条件特別対策事業	12.9	—	12.9
柏 崎	横 根	岩槻南部土地改良区	S30	団体営土地改良事業	153.0	21.0	174.0
	谷 下	加倉谷下土地改良区	S33~S34	団体営土地改良事業	58.5	14.5	73.0
	柏 崎	柏崎土地改良区	S33~S34	県単独土地改良事業	0.0	14.0	14.0
和 土	岩槻南部	岩槻南部土地改良区	S36~S37	団体営土地改良事業	178.0	46.0	224.0
河 合	箕 輪	河合土地改良区	S38~S39	団体営土地改良事業	32.3	48.3	80.6
合 計					1,465.40	824.40	2,289.80

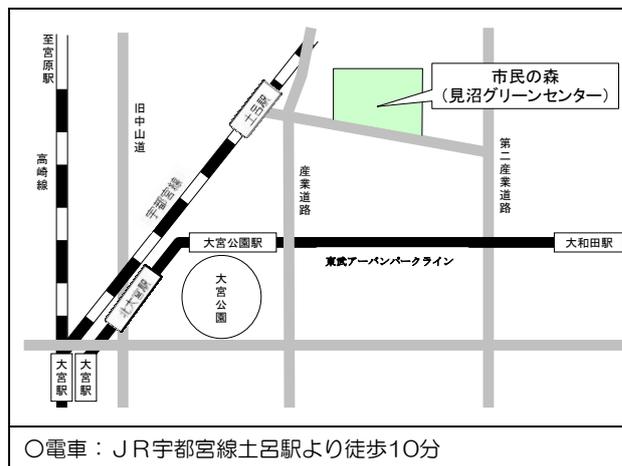
※さいたま中央地区は、見沼区、岩槻区、緑区に跨るエリアとなっており、地区面積の広い七里地区に入れている。

※さいたま中央地区の畑面積は、輪換耕地を含んだ面積。

第3章 さいたま市の農業関係施設とその事業

1. さいたま市市民の森

所在地 〒331-0803 さいたま市北区見沼2丁目94番地
Tel 664-5915 Fax 651-0962



<開設の経緯・設置目的>

市民の森は、市民生活の中に自然との触れ合いの場と憩いの場を提供するとともに、農業の振興を図るため、昭和54年に開園しました。その後、昭和57年に農業振興の拠点施設として研修機能を備えた見沼グリーンセンターが市民の森内にオープンし、農業経営の充実や生産振興の中心施設として、その役割を担ってきました。

平成4年から、市民のふれあいの場、農業や緑化の啓発・振興の場等の拠点として再整備を開始し、市民に開かれた農業施設として市民農園をはじめ、憩いの場として芝生広場・りすの家・林間テラス等を整備し、充実を図りました。

現在、都市化の進む中での農業振興とともに、緑化の啓発と市民が自然や農業に親しむ憩いの場として、多くの市民に利用され、「園芸まつり」や「農業祭」等のイベントも開催されています。

<施設概要>

市民の森は、全体で約14万㎡の広さがあり、敷地内には、次の施設があります。

①見沼グリーンセンター（RC造2階建て 延べ床面積1,426㎡）

見沼グリーンセンターは昭和57年4月1日に開館し、RC造2階建てで、大・中・小の会議室や料理実習室があり、各種の会合や研修の場として市民に利用されています。

使用時間 午前9時～午後9時（但し土・日・祝日は、午後5時まで）
利用手続き 使用希望日の3ヶ月前から窓口で申請

使用料 別表のとおり(申請の際に納入)
 休館日 年末年始(12月29日~1月3日)

施設使用料

時間 室名	午前9時 ~午後0時	午後1時 ~午後5時	午後6時 ~午後9時	午前9時 ~午後5時	午後1時 ~午後9時	午前9時 ~午後9時
多目的ホール	2,000円	2,370円	2,370円	4,370円	4,740円	6,740円
大会議室	860円	990円	990円	1,850円	1,980円	2,840円
中会議室	740円	860円	860円	1,600円	1,720円	2,460円
小会議室	360円	480円	480円	840円	960円	1,320円
料理実習室	240円	360円	360円	600円	720円	960円
研修室	360円	480円	480円	840円	960円	1,320円

②展示温室

平成29年度に改修工事を行い、観葉植物の展示温室からIT等新技術を活用した試験栽培施設となりました。

開園時間 午前10時~午後4時(月曜日は休館)

③芝生広場(17,000㎡)

芝生広場は、緑豊かな樹木に囲まれ、憩い・やすらぎの場やイベント広場として使われています。

④市民農園(18,000㎡)

市民農園使用料

区画の種類		面積(㎡)	区画数	年間使用料	付帯施設
第一農園	第1種	約105	22	67,250円	(第一農園) 農具ボックス・コンポスト (以下各農園)
	第2種	約56	12	35,820円	
	第3種	約49	28	31,320円	
第二農園		約25	80	13,090円	あずまや・農具庫・散水栓等 (第二農園は一部使用不可)

※他に、車椅子対応区画(210㎡)1区画、見本園(300㎡)4区画あり

⑤農場(30,000㎡)

露地野菜・果樹・施設野菜の試作展示を行うほか、バラ園があります。



農場での試験栽培1



農場での試験栽培2



農場での試験栽培3

⑥りすの家 (2,000㎡)

大きなケージの中にリスが放し飼いにしており、リスを間近に見ることが出来ます。
開園時間 午前10時～午後4時 (月曜日は休館)



りすの家1



りすの家2

⑦盆栽園・林間テラスなど

⑧開園時間

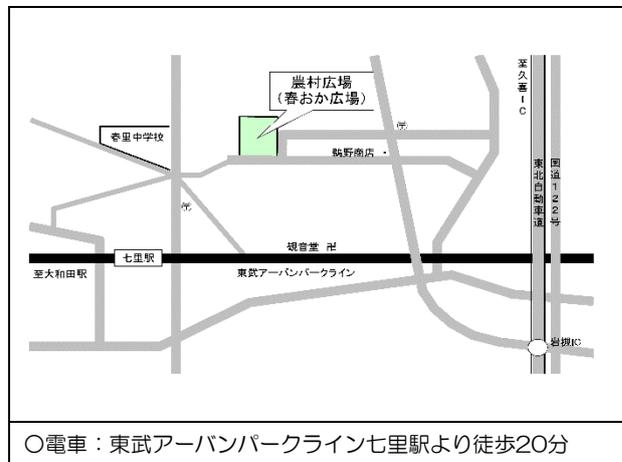
4月～9月：午前8時30分～午後6時
10月～3月：午前8時30分～午後5時
休 園 日：年末年始 (12月29日～1月3日)

<事業内容>

- (1) 指導農場業務
露地野菜・果樹・施設野菜の試験、試作展示及び優良種苗の普及
- (2) 土壌診断業務
水稻・野菜・花卉・果樹・植木の各生産者の圃場の土壌診断
- (3) 講習会の開催
栽培技術・販売方法等の各種講習会
- (4) 生産団体育成事業
農業経営者等で組織された各種団体の育成
- (5) 会議室等の貸出し
大・中・小会議室、料理実習室、研修室
- (6) 市民農園管理業務
第1農園62区画、第2農園80区画の貸出し
- (7) 援農ボランティア事業、親子農業体験教室
援農ボランティア育成を目的とした園芸作物の栽培技術講習、市内生産者への援農ボランティアの紹介、また、小学生と保護者を対象とした栽培体験教室の開催
- (8) 花と緑の祭典 (春の園芸まつり)
農業や園芸の振興を目的としたイベントの開催
- (9) 大宮花の丘農林公苑及び春おか広場の管理運営並びに各指定管理者の管理・指導

2. さいたま市農村広場（春おか広場）

所在地 〒337-0011 さいたま市見沼区大字宮ヶ谷塔765番地
Tel 685-0008 Fax 685-0008



<開設の経緯・設置目的>

農業経営の改善及び農業従事者の福祉の向上を図るとともに、広く地域住民が農業に対する認識と理解を深めるため、昭和56年6月1日に開設されました。

※平成24年4月より管理は指定管理となっています。

<施設概要>

農村広場は、約3万7千㎡の敷地に農業者総合研修施設を中心に運動広場、芝生広場があり、市民に利用されています。

3. さいたま市大宮花の丘農林公苑（大宮花の丘）

所在地 〒331-0049 さいたま市西区大字西新井124番地
Tel 622-5781 Fax 625-5455



<開設の経緯・設置目的>

大宮花の丘農林公苑は、都市農業に対する理解を深めるとともに、地域農業の振興及びふるさと環境の創設を図るため、緑のふるさとセンターと花の食品館を核として、平成9年12月に開設されました。

武蔵野の土と農村文化の出会いを求め、四季折々の花との出会いを通し、人と花の輪の形成と、都市と農村の交流の場となることを目指しています。

※平成24年4月より公益財団法人さいたま市公園緑地協会が指定管理者として管理を行っています。

<施設概要>

大宮花の丘農林公苑は、約10万9千㎡におよぶ敷地を持ち、四季折々の花が咲き乱れる花壇をはじめ、公苑管理棟や地域農業者の集会場が入る緑のふるさとセンター、地域で収穫された農産物の直売（毎週水・土・日・祝日）、2階のレストラン（毎週水～金・土・日・祝日）で軽食などが楽しめる花の食品館があり、都市住民が土に親しみ、農村文化に触れながら花と共に余暇を過ごせる場となっています。

また公苑の中央部は浅間川を暗渠化し、その上に子供の遊べる親水広場や、自然観察のできるビオトープがあります。

4. さいたま市農業者トレーニングセンター

所在地 〒336-0974 さいたま市緑区大字大崎3156番地1
Tel 878-2026 Fax 878-2027



<開設の経緯と設置目的>

農業者トレーニングセンターは緑区に位置し、花植木生産の中心として、近代的農業振興を目的として昭和48年度から実施された農村施設等総合整備事業の一環として設置され、昭和51年4月に業務を開始しました。

当センターは花植木生産の拠点として苗木生産の技術指導、省力化、生産物の集出荷体制の整備をはかり、農業従事者の育成と各種展示会・市民園芸講座等を開催し、市民が農業と親しみ農業を理解する施設として諸事業を実施しています。

また、市民の花とみどりの憩いの場、自然科学の場として、園芸植物園が昭和53年5月に開園されました。

<施設概要>

敷地総面積は約3万8千㎡であり、敷地内には以下の施設があります。

①農業者トレーニングセンター（延べ面積993.80㎡）

研修ホールをはじめ5室の研修室・会議室から成り、農業後継者の養成、農業知識経営技術等の農業振興を目的とした研修会議の場として利用できます。

利用時間 午前9時～午後10時

【施設使用料】（令和元年10月1日以降）

種別	利用区分	午前	午後	夜間
		午前9時～午後0時	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
研修ホール		540円	540円	760円
大会議室		540円	540円	760円
生活改善研修室		320円	320円	540円
和室研修室		540円	540円	760円
研修会議室		320円	320円	540円

②花き展示温室（建物886.52㎡）

大・中・小温室と管理棟から成り、熱帯の観葉、花木、果樹、洋らん等の展示をしています。入館無料です。

③花き母樹温室・花きミスト温室・育苗室

花、植木の繁殖・育成専用温室で全面的に生産者の利用に供しています。

花き母樹温室の使用料は1区画1期につき1,100円（1区画1.5㎡・1期3カ月）、花きミスト温室の使用料は育苗箱1個、1期につき150円（育苗箱サイズ43cm×32cm・1期3カ月）です。

④花き集荷施設（建物491.74㎡）

地域生産者のための花木鉢等の流通施設です。季節ごとに各種展示会も開催しています。

⑤展示花木園（約14,000㎡）

地域で生産されている主な植物を数コーナーに分類栽培し、一般に公開しています。入園無料です。

⑥緑の広場（約10,000㎡）

年間を通して市民の憩いの広場として開放しています。

<令和4年度 年間行事実施状況>

4月	品種展示（サクラソウ）
10月	市民園芸講座（イチゴの楽しみ方）
11月	市民園芸講座（洋らんの楽しみ方）
12月	市民園芸講座（バラの楽しみ方）
1月	市民園芸講座（新春シクラメンの寄せ植え）
通年	web市民講座（竹細工の鉢作りと寄せ植え） web市民講座（コケ玉を作ろう） web市民講座（原田先生の野菜作り「シュンギク」編） web市民講座（門松作り） web市民講座（イチゴの楽しみ方） web市民講座（子供向けレジンを使ったアクセサリー作り） web市民講座（クリスマスリース作り） web市民講座（ラベンダースティックを作ろう）

○農業政策部公式X（旧Twitter）

さいたま市農業政策部では、X（旧Twitter）の公式アカウントにて市内の農業情報、イベント案内、施設情報等を随時発信しています。マルシェ等のイベントや様々な講習会の募集等についても告知しておりますので、ぜひご確認ください。



令和5年度版

さいたま市の農業

令和6年3月発行

さいたま市

経済局 農業政策部 農業政策課

〒330 - 9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL. 048-829-1376

FAX. 048-829-1944